

議案説明書

都市建設部 道路河川課

提出議会：令和3年第2回定例会

1 案件名

議案第18号 佐野市市道の構造の技術的基準に関する条例の改正について

2 概要

道路構造令（昭和45年政令第320号）の改正に伴い、自転車通行帯を設ける市道の基準を定め、自転車道を設ける市道の基準を改めるため改正する。

3 理由、趣旨、目的等

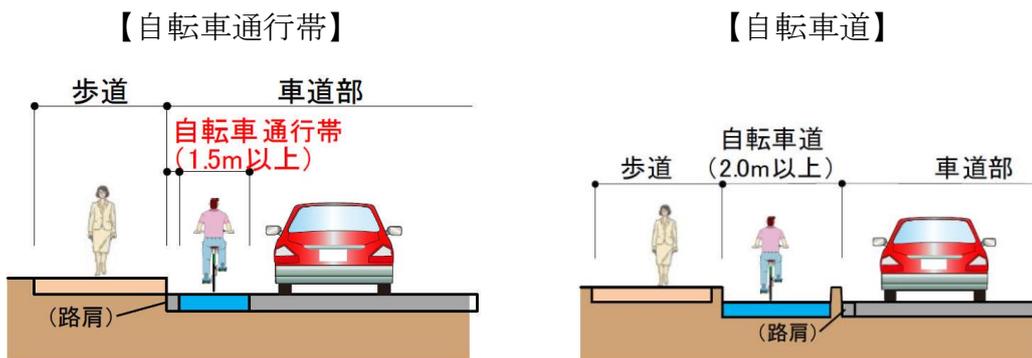
①自転車通行帯の新設関係

道路構造令において、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道部分として「自転車通行帯」を新たに規定し、「自転車通行帯」の設置要件を規定することとする。

また、「自転車通行帯」の幅員は、道路構造令と同様の1.5メートル以上とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートルまで縮小できることとする。

②自転車道の設置要件関係

自転車道の設置要件として、「設計速度1時間につき60キロメートル以上であるもの」を追加することとする。



4 その他の事項

施行日 公布の日